



Title	国王自由人学説とその問題点(五) : 中世初期ヨーロッパ国制史研究への一つのアプローチ
Author(s)	石川, 武; ISHIKAWA, Takeshi
Description	論説
Citation	北大法学論集, 13(2), 144-190
Issue Date	1963-01
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/27813
Type	departmental bulletin paper
File Information	13(2)_P144-190.pdf



国王自由人学説とその問題点 (五)

——中世初期ヨーロッパ国制史研究への一つのアプローチ——

石 川 武

目 次

はじめに

主要文献略語表

第一章 概括的序論

第一節 国王自由人の国制史的位置

第二節 国王自由人学説の学説史的意義

第二章 ゲルマン時代における豪族支配体制とタキトウスの自由人

第一節 問題の提起

第二節 タキトウスの自由人における自由の根拠

第三節 タキトウスの自由人の社会的存在形態（以上本誌第一二巻第二号）

第三章 諸部族の形成と豪族支配体制・部族太公制・軍隊王権

第一節 序論——諸部族の形成

第二節 部族太公制と豪族支配体制

第三節 軍隊王権

第四章 諸部族法典の人命金秩序——完全自由人と国王自由人

- 第一節 問題の所在——マイヤー説の形成過程（以上本誌第一二巻第三号）
 - 第二節 『レックス・サリカ』の人命金秩序と国王自由人
 - 第三節 諸部族法典の人命金秩序と完全自由人
 - 第五章 メーロヴィンガーの軍制——「ロマーヌス」・「レウデイス」をめぐる問題
 - 第一節 問題の所在——ダンネンバウアーにおけるメーロヴィンガーの軍隊
 - 第二節 「ロマーヌス」をめぐる問題
 - 第三節 「レウデイス」をめぐる問題（以上本誌第一二巻第四号）
 - 第六章 国王自由人の組織——国王自由人とフンデルトシャフト・王領地と国家領
 - 第一節 フンタリとツェンテナ
 - 第二節 王領地と国家領
 - 第七章 国王自由人・グラーフシャフト・豪族支配領域
 - 第一節 序論——問題の限定（以上本誌前号）
 - 第二節 国王自由人とグラーフシャフト
 - 第三節 ツェンテナとグラーフシャフト
 - 第四節 グラーフシャフト・国王支配の諸類型（以上本号）
 - 第八章 国王自由人の概念とその歴史的展望（以下次号）
- あとがき

第二節 国王自由人とグラーフシャフト

われわれは以下において、まず、国王自由人学説において「グラーフシャフト」がいかに把握されているか、ということを検討する。そのばあい、最初に本節において、既にわれわれが本稿の冒頭に引用しておいたポーズルの『テキスト』(第一章)をとり上げ、この問題についての大まかな概観をえたのち、節を改め、前章(三・ii)において指摘し

説

た「ツェンテナール」と「グラーフ」の關係をめぐるマイヤーとダンネンバウアーの見解の相違を手がかりにして、とくにダンネンバウアーの「グラーフシャフト」に関する見解を詳細に跡づけてみたい、と考える。⁽¹⁾

論

(一) ボーゾルの『テキスト』は、前節において指摘しておいたように、新学説の側から試みられた「グラーフシャフト」の概括的敘述としては、ほとんど唯一のものであるが、われわれはその中から、とくにグラーフの三つの権限をとり上げ、順次検討を加えることにしたい。

まず第一に、ボーゾルは、グラーフがその《管轄領域》内における「王領地の看視者」であり、また「最高の王領地管理者」である、ということを強調している。古典学説においては、いわば国王の私領である「王領地」は、原則上、国家の公的行政区劃である「グラーフシャフト」から除外され、それとは系列を異にするものとして構想されていた。したがって、その点に限っていつても、ボーゾルの見解と古典学説とのあいだにはきわめて大きな距離が認められる。しかしそれだけではない。ボーゾルが、つぎに述べるように、グラーフの軍事罰令権と裁判権とが及ぶ人の対象を、「王領地」に住む「国王自由人」に限定しようとしている点を併せ考えるなら、「グラーフシャフト」が存在する場が、古典学説とはむしろ逆に、「王領地」を中心にして考えられている、と言わなくてはならないのである。

ボーゾルの『テキスト』には、こうした構想の史料的根拠は示されていないが、われわれは、それを支える考え方として、つぎの二つの敘述を指摘することができるであらう。

(i) 「主としてメーロヴィンガー時代のグラーフシャフトについて」「^{グライヒケグロト}帝國領から貴族に対する贈与や貸与がおこなわれたので、

集的に帝國領が存在する地域には、《帝國貴族層》の権力基礎も発生した。それゆえ、帝國領とグラーフシャフト——いわゆるフランクの帝國行政組織の政治的基本単位——のあいだには、密接な關連が存在したのである。」^(六〇)
^(二頁)

(iii) 「帝国貴族層の成立に関連して」 「《サコパローネス》は、国王の利害関係の代表者として、とりわけフィスカリーシユな任務をもっており、彼らはそれゆえ、帝国領と密接な関連をもっていた。《コミテース》《グラヴィオーネス》は彼らの後継者である。……グラーフの活動は、次第に長期にわたるものとなり、次第に大きな範囲に及ぶようになったし、彼らの任務は次第に明確なものとなっていた。彼らの一部が特定の地域に定住するようになるばあいさえあり、そこで彼らは中央の王権の利害関係を代表しなければならなかったが、自らの利益をも併せかちえたのである。このようにして、これまで主に、否むしろカール大帝個人の業績として称えられてきた一種のグラフト・フシヤフト制が発展するにいたった。」(六〇)(三頁)

もちろん、たとえばハインリヒ・ブルンナーの説く王領地管理機構だけを考えても、右のようなボーズルの構想が果してどれだけの具体的裏づけをもちうるかについて慎重に検討を加える必要がある、と思われる。また、この点について、メッツの新著にも興味ある素材が含まれている。しかしわれわれは、本稿では、遺憾ながらこうした点の具体的検討をおこなっているゆとりがないので、とりあえず、つぎのことを指摘するに止めたい。すなわち、右に要約したごとく、原則上「王領地」と「グラーフシャフト」を相異なる系列において把握するハインリヒ・ブルンナーといえども、一つにはグラーフの「官職領」という形で、今一つにはカーロリンガー時代の規模の小さな王領地に限つて、グラーフが王領地の利益ないし管理に与かつたことを認めている、ということがそれである。このうち前者は、ザッハリヒには、右に引用した(i)のごときグラーフシャフト成立論と相覆いうるものであり、後者は、それ自体として、カーロリンガー時代のグラーフシャフトを、古典学説のみによつては把握しえぬことを示唆している。次章において「国王自由人」の概念について述べるところを先取りするというならば、われわれは、「グラーフシャフト」の概念についても、それが端的にはもと「王領地」において形成され、ようやく九世紀の前半になつてから「官職法的

説

「原理」の滲透とともに理念上完成された、という可能性を念頭におきつつ、「グラーフ」ないし「グラーフシャフト」と「王領地」の関係を、できるだけ具体的に究明しなければならぬであろう。

論

(二) ボーズルはさらに、「オストフランケン地方におけるグラーフは、エクススグイティオ《出軍》の際には、彼の領域ベツィルグの人民の指揮をとった」と述べている。いうまでもなく、古典学説においては、オストフランケン地方のばあいに限らず、グラーフがその管轄領域内の「自由人」「一般自由人」を召集し統率することは、次項に述べる裁判権とともに、グラーフの権限の核心と考えられていた。われわれが既に紹介したように、ダンネンバウアーの『カールリンガーの軍隊』に関する論文は、まさにこの点について、グラーフによって召集され統率される「自由人」が、「一般自由人」ではなく、「王領地」に住む「国王自由人」であることを明らかにしようとしたのである。したがって、もしダンネンバウアー説が正しければ、古典学説的グラーフシャフト像が、その最も重要な実証的基礎の一つを失うことは、改めて指摘するまでもあるまい。

ところで、この点に関するボーズルの敘述には、その理解の仕方いかんはかなり重要な差異を生ずる箇所が含まれている。すなわち、ボーズルは、われわれが第一章においてその見解を紹介したときに既に指摘しておいたように、右の箇所にはひきつづいて、「それとならんで彼〔グラーフ〕は、最高の王領地管理者であり、……王領地にヘールマンネンとして定住している人々に対する裁判官であった」と述べている。問題は、この「それとならんで」という語句の理解の仕方である。それが単にグラーフの諸々の権限に関するものであり、ボーズルはそれによって、グラーフが軍事的な権限とともに王領地管理権・裁判権をもっていた、と述べようとしたのか、あるいは、それはグラーフ権力の及ぶ人的対象にもかかわるものであり、グラーフが最高の王領地管理者としてその上に裁判権を行使する「王領

地にヘールマンネンとして定住している人々」と、彼が出軍の際に指揮をとる「彼の領域の人民」とは、異なつた範圍に属するものと考えられているのであろうか。この点についてボーズルは、われわれがそのすぐ前に引用した箇所(第二章・第二節・二・i)において、「軍役の義務を負い、戦時にはグラーフの軍事的罰令権に服すフランクの一般自由人」を、「フランクの王領地に住む……植民者」と等置しているから、ボーズル説の理解としては、おそらく前者の方が正しいと考えてよいであろう。因みにいうならば、次節において詳細に分析するように、ダンネンバウアー説の展開も同一の方向を指し示しているのである。

しかしながら、ザツハリヒに見たばあいにはどうか。果して、グラーフが指揮をとる「人民」は、「王領地」に住む「国王自由人」に限定されたのであろうか。われわれは、この点に関するダンネンバウアー説を紹介した際に、彼の論理的飛躍を指摘しておいたが(第五章・第一節・一)、それはこの問題といかに関係するであろうか。また「国王自由人」の住む「王領地」は、ボーズルのいわゆるグラーフの《管轄領域》——それはおそらくグラーフに与えられ、あるいは、管理を委ねられた「王領地」を中心とする・グラーフの「勢力範囲」として考えられている——と、どのような関係にあるのか。われわれはここでそうした問題に全面的に立ち入るゆとりをもたないが、われわれがとりあえず指摘しておきたいのはつぎの二点である。すなわち、第一に、この問題は、「国王自由人」の概念ないしその国制史的意義を考えるためにも、最も重要なキイ・ポイントとなる問題であるが、これまで明らかにされている限りでは、古典学説が「一般自由人」の一般的兵役義務に関する史料と考えたもの、少なくともそのうちで最も重要と目される「勅令」カピトルクラーレンは、今日、ダンネンバウアーによって、ほかならぬ「国王自由人」の軍役義務に関する史料として用いられている、ということである。第二に、そのこととも関連するが、今日、グラーフが、「王領地」に住む「国王自由人」となら

んで、いわば公的行政区劃としての「グラーフシャフト」に属する「一般自由人」に対しても、軍事罰令権を行使していた、と考えるためには、軍役に關する「勅令」そのものより立ち入った分析を別にすれば、まずもつてそうした「一般自由人」の實在と、彼らに対してグラーフの軍事的罰令権を行使した実例を示すことが必要である、と思われる。この第二の点については、のちに、次節においてダンネンバウアーとヘームベルクの論争を分析する際に、再び詳細にとり上げるであらう。

(三) つぎにわれわれは、グラーフの裁判権をとり上げる。古典学説によるならば、グラーフは正規の裁判官として定期裁判集會を主宰する。逆に、「一般自由人」は、かかるものとしてのグラーフ裁判所への出廷義務を負う、と考えられている。したがつて、もし、抑々フランク時代には「一般自由人」なるものが存在しなかつたのではないか、という疑問を抱くならば、この点についても、果して誰がグラーフの裁判所への出廷義務を負つていたのか、あるいは逆に、グラーフはいつたい誰に対してその裁判権を行使したのか、という問題が直ちにでてくるであらう。因みに、先にも指摘したように、このグラーフの裁判権ないし自由人の裁判義務の問題は、軍事罰令権ないし軍役義務の問題とともに、古典学説における「グラーフシャフト」像ならびに「一般自由人」概念の中樞に位置しているのである。

(i) この点についてもポーズルの『テキスト』は、グラーフ裁判所が「王領地にヘールマンネンと定住している人々」のみを把握し、したがつてそれは「①王領地における、②ケーニヒスロイテに対する、また③王領地に關係あるすべての所有關係の移動についての、国王裁判所であつた」という、きわめて大胆な見通しを提出していた。この見通しは、国王自由人学説——さし当り、從來「一般自由人」と考えられてきた「自由人」が、実は「王領地」に住む「国王自由人」であつた、という認識の——論理的帰結を、最も尖鋭な形で貫いたもの、といつてよい。そこには、

こと裁判権に関する限り、古典学説的グラーフシャフト像の妥当する余地は全く残されていないのである。

しかしながら、先に述べた「王領地」と「グラーフシャフト」の関係いかん、という問題を別にしても、われわれは、ポーズルがこのような見通しを提出するに当り、ダンネンバウアー説からの——おそらくはあまりにも直線的な——論理的演繹以外に、果してどれだけの用意があつたかについては、全く知ることができない。もとより古典学説は、少なくともカールリンガー時代に関する限り、この点についても主に「勅令」に依存していたように思われる。

したがってわれわれは、今日、何よりもまず、こうした見通しを検討するために、ダンネンバウアーが「カールリンガーの軍隊」でおこなつたのと同じの仕方、この点に関係する「勅令」の分析をおこなうことが必要であろう。そのばあい、われわれが先にグラーフの軍事罰令権について指摘した二つの問題が、ここでもそのまま存在する、という点については、改めて指摘するまでもあるまい。後述するように、ダンネンバウアーとヘームベルクの中心的論争点は、もともと、グラーフの裁判権に関するものなのである。

(ii) グラーフの裁判権と関連して、われわれは今一つ、つぎのような問題を指摘しておかなくてはならない。すなわち、古典学説によれば、九世紀の初頭（一）いらい、ツェンテナールの権限が制限され、土地所有権・自由・重罪に関する裁判権はグラーフないしミッシェーに留保されるようになった、（二）という。ここで問題になつてゐる時期が「九世紀の初頭」であることは、「グラーフシャフト」の理念が完成した時期を示唆するものとして、それ自体としてもきわめて重要であると思われるが、ここではその点には立ち入らない。ここでわれわれが指摘したいのは、カールリンガー王権がきわめて深い関心を示したこの「土地所有権」や「自由」とは、いったい誰の「土地」であり「自由」であるか、という問題である。抑々「一般自由人」が自己の「土地」や「自由」について国王の役人たる「グラーフ」の面

前で裁判を仰がねばならなかったのだとすれば、いったい彼らが「自由人」であるということの意味は何であったのか。この点に関してマイヤーは、既に『王権と自由』において、つぎのように述べている。

「自由と所有権について判決がおこなわるべきばあいは、グラーフが出席していなければならなかったが、それはここで問題になっている《自由人》が、ほかならぬケーニヒスロイテであったからである。」(一九頁)

ここで問題になっている「自由人」が、「一般自由人」ではなく、「国王自由人」であったからこそ、またここで問題になっている土地が、「一般自由人」の「アロッド」ではなく「王領地」であったからこそ、王権は、彼らの「自由」や「土地」に対し重大な関心を有ち、その譲渡に介入することができたのではないか。そう考えることによって、われわれは、少なくともこの点については、古典学説よりもはるかに説得的な説明を見出すことができる、と言つてもよいであろう。

われわれは、以上、三点についてグラーフの権限を検討してきた。もとより、グラーフの権限の中にはわれわれが右にふれなかつたもの——たとえば警察権——もあるし、以上の検討によつて、直ちに古典学説的グラーフシャフト像を全面的に否定することはできないであろう。しかしわれわれは、従来グラーフシャフト像を描くに当つて用いられた史料は、実は「国王自由人」に関する史料ではなかつたのか、という疑問を免れることはできないし、また、従来グラーフの中心的権限と考えられてきたものは、いずれも「国王自由人」の概念を軸にして再構成することができただけでなく、ばあいによつては、あらかじめ、そうした方がはるかに説得的である、という見通しさええられるのである。われわれはこうして、果して古典学説にいわゆる「グラーフシャフト」は実在したのか、という疑問をます

ます深めざるをえないであらう。

- (1) われわれの当初のプログラムでは、この第二節は第三節を包含するものであったが、補筆の結果あまりにも大きな紙数を費すにいたったので、便宜上二つの節にわけることにした。それにとまない、この部分は、第四回総合研究会における「総括報告」と順序が逆になったことも、ここでお断わりしておきたい。
- (2) DRG. II², S. 161 ff.
- (3) W. Metz, Das karolingische Reichsgut. Eine verfassungs- und verwaltungsgeschichtliche Untersuchung, 1960.
- (4) DRG. I², S. 294; II², S. 98, S. 170, S. 226 ff.
- (5) DRG. II², S. 238 ff.
- (6) 因みにいえば、テオドル・マイヤーは、『フンデルトシャフト』論文において、グラーフの裁判所を、「身分の低い国王自由人」とは区別された「比較的高い身分」「完全自由人」のための「特別裁判所」として把握しようとしている(一三一頁)。われわれの第三回総合研究会における討論の口火を切った堀米教授の「問題提起」も、この点をかなり重要視された。その検討は、マイヤーにおける「完全自由人」の概念の検討を試みる別稿に譲りたいが、ここではとりあえず、つぎの三点を指摘しておきたい。第一に、マイヤーにおける「完全自由人」という概念そのものが問題であること、第二に、右の見解は、中世中・後期の事態からの適及的推論にもとづくこと、そうして第三に、右の見解は、本文に引用したマイヤー自身の見解と矛盾すること、以上である。

第三節 ツェンテナとグラーフシャフト

われわれはつきに、マイヤーとダンネンバウアー、とりわけ後者における「グラーフシャフト」の把握を検討する。そのばあい、既に前章においても指摘したように(第三節)、「ツェンテナール」と「グラーフ」の関係をめぐって、両者のあいだに見解の対立が認められるので、われわれはその点を手がかりとして、両者における「グラーフシャフト」の把握にアプローチしてみたい。

(一) まず比較的簡単であると思われるマイヤーの見解からは始めるならば、彼は『フンデルトシャフト』に関する論文において、つぎのように述べている。

「ツェンナールに関するわれわれのウアクンドリヒな報告が及ぶ限り——それはもちろん八世紀になつてはじめて書式集の中に挿入されたのだが——ツェンナールは常にグラーフに下屬していた。この点については、勅カピトゥラール令におけるツェンナールの言及も、すべて一致している。これらの史料のうちいかなるものにおいても、ツェンナールは人民的制度として現われず、またツェンナールは人民官吏として現われない。ツェンナールはいかなるばあいにもグラーフとの対立において現われることはない。彼は常にグラーフに下屬しており、のちになつてはじめてその下僚にまで身を落したのではない。」(六一頁)

ここでマイヤーが述べようとしていることはきわめて明白である、と言つてよいであろう。二度までも繰返されているように、「ツェンナールは常にグラーフの下僚である」ということがそれである。それならばマイヤーは、なぜそのことを力をこめて強調するのか。われわれがすでに第一章においてシュレージンガー説を要約しておいたように(第二節)、古典学説においては、「ツェンナール」はもと「人民官吏」であつたが、のちに「国王(ないし)国冢の官吏」たる「グラーフ」の下僚となつた、と考えられていた。そこでマイヤーは、さし当り「ツェンナール」に関するかかる古典学説的把握をしりぞけるべく、「ツェンナール」ははじめから「グラーフ」の下僚であり、したがつて「国王の官吏」であつた、ということを強調しているのである。

ところで、右のごときマイヤーの見解から、そこでマイヤーが主として念頭においていた「フンデルトシャフト」「ツェンテナ」ではなく、「グラーフシャフト」のイメージを描き出そうとすればどうなるであろうか。前章におい

て紹介したように、マイヤーにとつては、「ツェンテナ」はもと「国家領」に設置されたものであり、「国王自由人」は本来そこにのみ存在するはずであつた。「ツェンテナール」が常に「グラーフ」の下僚であつたとすれば、「グラーフシャフト」もまた「国家領」にのみ存在したのであるか。もしそうだとすれば、マイヤーの「グラーフシャフト」に関する見解は、古典学説的把握のうち、まず「一般自由人」を「国王自由人」におきかえた上で、「国王自由人」——「フンデルトシャフト」——「グラーフシャフト」という系列を、「国王支配領域」それも「国家領」に限定して考える、ということになるのであろうか。いうまでもなく、この問題は、前節においてわれわれが指摘した問題を、「ツェンテナ」と「グラーフシャフト」の関係という視角から提起したものにほかならない。

われわれは、この点に関するマイヤーの見解を、直接に確かめることはできないが、それと関連する問題を、とりあえず二つ指摘することができる。まず第一に、アレマンニエン・バイエルン・ザクセンなどのばあい、フランク王権は「グラーフシャフト制の導入をもつて満足した」(一三三頁、なお一三四・五頁、二二九—三二頁を参照)すなわち、そのばあい「グラーフ」に下属するのは、「国王の役人」たる「ツェンテナール」ではなく、概ね「ユーデクス」と称ばれる・「地方豪族」あるいは「土豪」出身の裁判官であつた、とされている(一三三頁)。換言するならば、マイヤーのばあい、少なくとも客観的には、逆に「グラーフシャフト」が常にその下部機構として「ツェンテナ」をもつ、とは考えられていないのである。それならばわれわれは、「国王自由人」——「フンデルトシャフト」——「グラーフシャフト」という系列を、いったいどのように理解すればよいのか。

第二に、「ツェンテナールは常にグラーフの下僚である」というマイヤーの見解は、先にとり上げた「ツェンテナ」の変質(前章・第一節・二・ii)以後、すなわち、カローリンガー時代についてのみ妥当するのではないか、という問題がある。

説

論

「フランク文書」における「ツェンテナール」の言及は、この論文でマイヤー自身が述べているところ(四頁)に従えば、少なくともフランク王国に関する限り、七、四八年以前には遡りえない。また、右の引用にいわゆる「書式集」も、八世紀後半のものである(同上)。さらに、われわれの前章(第二節)における見通しが正しければ、「国王自由人」の組織としての「ツェンテナ」が確立されるのは八世紀半ばのことであり、ドイツの諸地方に「グラーフシャフト制」が導入されるのも、多くのばあい八世紀後半ないしそれ以後のことである。そうだとすれば、「国王自由人」——「フンデルトシヤフト」——「グラーフシャフト」というシエーマが確立される以前の「グラーフシャフト」をいかに把握するか、という問題が直ちに浮び上ってくるであろう。

(二) われわれは、以上のようなマイヤーの見解ならびにその問題点を念頭におきながら、以下、ダンネンパウアーの見解を検討する。そのばあい、われわれは、直ちに「グラーフシャフト」と「ツェンテナ」の関係をめぐる彼の見解をとり上げる、ということはせずに、彼の諸論文の中から「グラーフシャフト」に関する彼の見解を、それらの論文が執筆された年代順に整理してみたい、と考える。そうすることによつて、国王自由人学説の立場から「グラーフシャフト」の問題を追及していくための、きわめて有力な手がかりがえられるように思われるからである。

(i) まず『ゲルマン時代の豪族支配体制』に関する論文の末尾において、ダンネンパウアーはつぎのように述べている。

「抑々われわれの知識が遡りうる限り、アレマニエンにおいては、常に、古い高貴にして富祐な家ゲシュレヒター門が権力の座についている。グラーフの官職は、われわれの報告がはじまる八世紀のはじめにおいて既に、彼らの世襲的所有に帰している。カール大帝は、ザクセン地方において、その部族の最も高貴な家門の中から、彼のグラーフを選んでゐる。ということは、フランクの国王たちが旧

い状態を承認した、ということの意味する。……彼らは、なるほど、再征服したライン右岸の諸部族領域の中へ、フランクのヘル
 たちを、グラーフもしくは「國王の」代理人として送りこみはした……。しかし彼らは、既にそれより以前においても、若干の土着
 豪族の、一門を、彼らの利害關係の中へ引きこむことができた。ザクセンにおけると同じく、シュワーベンならびにバイエルンにおい
 てもそうであった。……彼らは、「これらの豪族たち」に「グラーフの称号〔を与えること〕によって、形式上彼らをフランク
 帝國行政の組織に編入した。しかし、これらアラマンネンならびにザクセンの新たに任命された「グラーフ」たちが行使した支配權
 は、これ以後においても、グラーフの官職にもとづくものではなく、それよりもはるかに根深くまた強力な根源〔土着豪族支配体制〕
 をもっており、そこからたえず新たな力を吸収したのである。」(一七七—一七八頁)

すなわち、ここでダンネンパウアーは、フランク時代のグラーフの中に、一つは、フランク王権によつて征服され
 た諸地方へ送りこまれたフランク部族出身のヘル、今一つは、フランク王権がある地方をフランク王国に編入するた
 めに、その地方の土着豪族層に、實質的には従来の支配權を承認しつつ、グラーフという称号を与えたもの、以上二
 つの系列のグラーフを考えているのである。

この土着豪族出身のグラーフのうち、アレマニエンの事例については、この論文においては、メーロヴィンガー時代
 のこととされている(九五頁)が、イエーニヒエンの詳細な研究がおこなわれた今日、そうした見解が果してそのままの
 形で妥当するか否かは疑問である(七四頁)。しかし、ザクセンのばあいは、ダンネンパウアー自身も言及しているように
 (七四—七五頁)七八二年、ザクセン部族出身の「ノービリツシミー」がグラーフに任命された、という有名な事例を念頭にお
 いたものである。この地方に「グラーフシャフト制」が導入されたのは、通常、はかならぬこの年のことと解されてい
 るが、まさにそのとき、土着豪族が、既成の支配權を承認されて、すなわち、その内部的な支配關係はさし当り旧来

のまま、グラーフに任命されているということは、もしそれが事実であるとすれば、それ自体としても、きわめて重要な意味をもつものと思われる。

(ii) われわれはつぎに、『フンデルトシャフト』に関する論文に移る。

(a) 「ツェンテナ」と「グラーフシャフト」の関係についてのダンネンバウアーの見解が見出されるのは、この論文である。われわれはまず、その点に関する彼の集約的な敘述を引用しておきたい。

「ピレネーとアルペンからウエーゼル河にいたるまで、これらすべての管区は、たとえそれがツェンテナあるいはフライグライ、フシャフト・フライゲリト・フライエムターあるいはまた単にフ、ホ、ク、タイと称ばれようと、同一の法關係を有している。その法關係は、それら〔の管区〕のみに固有なものであって、それらをして、通常のグラーフシャフト、すなわち、フランク王国における公的行政の管区、ならびにその派生物から際立たしめている。その住民はベルゼンリヒには自由であるが、彼らもっている土地は彼らの完全自由な所有物（アロッド）ではない。というのは、それは王領地であって、定められた諸負担を支払わねばならないからである。それは相続させることができるが、非同体員への譲渡は禁じられている。というのは、貢租ならびに軍役の義務が課せられているからである。……植民者たちは共同体にまとめられている。そのマルクの用益権をもつものは彼らのみであり、また彼等は自から選んだ役人の下に特別の裁判共同体をなしている。ただ重大な犯罪に関してのみ、彼らはもとグラーフの裁判権に服している。」(三三頁)

見られる通り、ここでダンネンバウアーは、「王領地管理機構」あるいは「国王自由人の組織」としての「ツェンテナ」を、「公的行政機構」としての「グラーフシャフト」とは異なつた系列に属するもの、と考えている。因みに、ダンネンバウアーはこの論文において、「国王賃租負担者」「国王自由人」とはカテゴリーを異にする自由人を指すべく

「通常の自由人」^{ゲツエーレンヒェンライエン} という表現を用いているが^(三三)、これは、おそらく、右のごとき「公的行政機構」としての

「グラーフシャフト」の把握と対応するものである^(三八)、と思われる^(三)。

つぎに、この論文の中から、「ツェンテナ」が「通常のグラーフシャフト」から除外されているという事例、すなわち、右のごとき「ツェンテナ」と「グラーフシャフト」の関係をめぐるダンネンバウアー説の具体的根拠、を探してみよう。

まず第一に——必ずしも十分に説得的なものとは思われないが——ダンネンバウアーは、スイスにおける「国王自由人」と「ツェンテナ」の相関関係を論証する過程において、ある修道院長の伝記から、つぎのような事例を引いている。

「六七五年頃の内乱のあいだ、……Sonnegauの人々は、国王に味方したことによって、太公 Chatricus……の怒りをかった。太公はそれゆえ、この峽谷……のツェンナルたちを召喚し、彼らを追放した。……このユーラの峽谷を古定住地帯に算えることはできない。もしそうなら、おそらくコトメスがこの地方の長官として登場したであろうから。それは……のちになつてから開発されたものである。その住民たちは、国王に味方したことから、不自由人ではなく自由人であり、しかもケーニヒスロイテであることがわかる。彼らはツェンテナルたちのもとにある。しかも、このツェンテナルたちは、明らかに独立しており、いかなるコトメスにも下屬していない」^(三八)

第二の事例は、クレーフの「ツェンデライエン」に関するものである。ダンネンバウアーは、これらの「ツェンデライエン」とその上級区分たる高級裁判管区との関係について略述したのち、つぎのように述べている。

「それならば、ここには、書物にあるごとききかつてのフランクのツェンテナ、まさしく従来の学説の「フンデルトシャフト」に対

する理想的な見本があったのだろうか。全くその通りである。ただ、ひとつの瑣細のことに注意が払われなくてはならない。すなわち、われわれは帝^{ツァー}國^{ヒスホーデン}領の上に身をおいているのである。ここで記述しているのは、自由なフランクの部族団体員・マルク共同体員から成る「フンデルトシャフト」ではない。それはまた、グラーフ、シャフトの下級区分でもない。それは、おそらくローマ時代に既に國家の所有物であった大ケーニヒスホーフの領域内の財^{ツェンテナ}政^{フィスカーリッペン}的なツェンテナであり、その住民たちは國王の隸^{アムトホルデン}農^農であった。」(三三三)

以上によってわれわれは、ダンネンバウアーがこの論文において、一方では「ツェンテナ」を——いわば狹義の——「王領地管理機構」として把握すると同時に、他方において「グラーフシャフト」をそれとは別な系列に属する「公的行政機構」として把握していた、ということを確認するであろう。「ツェンテナ」が「グラーフの裁判権」に服するのは、たかだか「重罪」に關してのみであり、それ以外の点については、「ツェンテナ」は、公的行政機構たる「グラーフシャフト」から独立しているのである。したがって再び前章(第二)における問題に立ち戻るなら、ダンネンバウアーもまた、(広義の)「王領地」「國王支配領域」について、マイヤーとは異なつた形においては、二つの相異なる構成要素を考へていた、ということになるかもしれない。しかし、このような考へ方は、この論文に於いては「通常の自由人」の存在が考へられている、ということからもうかがわれるように、おそらくダンネンバウアーの古典学説に対する批判が、まだ「グラーフシャフト」の概念(「通常のグラーフシャフト」)にまで及ばなかつたことに由来するのではあるまいか。いずれにせよ、もともとあまり目立たない形で表現されていたこのような考へ方は、以下に詳細に述べるように、やがてダンネンバウアーの諸論文から姿を消してしまうのである。

(b) われわれはしかし、この論文以後におけるダンネンバウアーの見解を辿る前に、彼がこの論文の中で述べている

「ツェンテナ」のその後の運命に関する見解をとり上げておかなければならない。そこには、「通常のグラーフシャフト」とは異つた「グラーフシャフト」の存在が示唆されているからである(以下二三頁)。

ダンネンバウアーによるならば、国王賃租負担者の管区に対する「ツェンテナ」という名称は、一〇世紀前半をこえて生きのびることなく消滅してしまつた。とりわけガリアにおいては、「ヴィカリア」という名前がこれにとつて代つたが、一般には「パーグス」とか「コミタートゥス」と称ばれるようになる。そうして、「ドイツにおいては、グラーフシャフトが通常の名称となる」という。すなわち、カールリンガー時代の「ツェンテナ」は、(狹義の)中世初期になると、「グラーフシャフト」と称ばれるようになる、というのである。

そのばあい、第一のケースとして、かつての「ツェンテナ」がいくつか集つて「グラーフシャフト」になることがある。このばあいの「グラーフシャフト」とは、「国王のグルント、ヘルシャフト、領域」であり、しばしば、「フライグラーフシャフト」と称ばれるものである。第二のケースとして、「ツェンテナ」がそのまま「グラーフシャフト」と改称されたことが指摘されている。第三のケースとして、西南ドイツの二・三の「アロデアール・グラーフシャフト」も、その起源をかつての「国王のツェンテナ」に負っているかも知れない。第四のケースとして——これは「グラーフシャフト」という名称と直接には関係ないが——ダンネンバウアーは、かつての「ツェンテナ」が、西南ドイツにおいては「フライエムター」ないし「フライグリヒト」として、ヴェストファーレンにおいては「フライグリヒト」、オストファーレンにおいては「シュルト、ハイセングリヒト」として生きのびたと考えている。いうまでもなくこの見解は、のちに『フライグラーフシャフト』の論文において、より明瞭な形で展開されたものである。

右の第一のケースについてダンネンバウアーがあげている実例は、「ヴェテラウにおける国王のグラーフシャフト

ン」と「グラーフシャフト・ボルンハイマー・ベルク」である。これはいずれもライン中流・マイン下流地方に属し、かつてワースによつて詳細に実証されたものであるが、この地方についてダンネンバウアーは、ローマの国庫領とフランクの王領地の「直接的関連」を指摘して、つぎのように述べている(三三二)。

「フランク王権はここではローマ国庫領の相続人となり、そこに自由人を植民して開墾せしめることによつて、これらの領域をさらに開発した。それゆえ、ここには、いわゆるフライエムター・フライゲリヒトないし国王の『グ、ルント、ヘル、グ、ラ、フ、シャ、フト』が、かくも多数密集して見出されるのである。それは、王領地に定住せしめられた自由人、すなわち国王賃租負担者、のゲノッセンシャフトもしくは裁判共同体である。それは、ローマ国庫領の定住にも、また、フランクの国家的植民にも遡るものである。」

見られる通り、ダンネンバウアーはここで、「国王グルトヘルシャフト的グラーフシャフト」を、彼のいう「ツェンテナ」と同一のものと考えている。すなわち、それは、先の「ツェンテナ」の改称との関連でいえば、「ツェンテナ」がそのまま——あるいはそのいくつかが集つて——「グラーフシャフト」と称ばれるようになった、というケースである。しかし、ローマの「キーヴィタース」との直接的関連さえ確かめられるこの地方において、それは、はじめ「ツェンテナ」と称ばれ、カールロリンガー時代よりのはじめ、グラーフシャフト」と改称されるにいたつたのであろうか。むしろここでは、フランク時代において既に「グラーフシャフト」という名の「ツェンテナ」——ないしその複合体——が存在していた、と考えた方がよいのではあるまいか。

かくしてわれわれは、ダンネンバウアーが「ツェンテナ」の改称について考えた事例のク、ロ、ノ、ジ、ーを検討する必要に迫られるであろう。そこで彼があげているのは、ディジョン近傍のウツシュ(スカラ)にある「ツェンテナ」であ

るが、これは「九世紀の半ば以後においては、パーグス・オスカレンシスという名前のものに、また八〇年以降においては、コミタートゥスとして現われる」という(三頁)。これによると、われわれが先に要約したように、ほぼカロリンガー時代においては「ツェンテナ」という名称が一般的であり、のち次第に「パーグス」ないし「コミタートゥス」という名称がこれにとつて代る、と受けとれるのであるが、ちようどその箇所に付された註の中で、ダンネンバウアーはつぎのように述べているのである。

「カロリンガー王国は、その軍事的植民に対するツェンテナという名称をまもなくはや一様には用いなくなり、パーグスないしコミタートゥスにかえたらしい。ザクセンにおいてもバイエルンにおいてもセプティマニエンにおいても、かつてツェンテナという名称が立証されたことがない、ということ、また、その他のばあい九世紀半ば以前の国王文書においてあまり用いられぬコミタートゥスという表現が、既に「ある」カール大帝文書(Dkar. 128)「これは七八〇年の文書である」の中で、ツェンテナを結論せしめる関連において現われる、ということ、が注意を惹く。」(註三)

すなわち、カロリンガー時代においては、「ツェンテナ」という名称は、必ずしも一般的でなく、また「コミタートゥス」という表現は、九世紀半ば以前の国王文書の中にあまり出てこない。しかも、その「コミタートゥス」という名称が、既に、七八〇年のカール大帝文書の中で、ダンネンバウアーのいう意味での「ツェンテナ」について用いられている、というのである。したがって、ここでのダンネンバウアーの解釈が正しければ、少なくともカール大帝の時代、しかも七八〇年において既に、ダンネンバウアーのいわゆる「ツェンテナ」としての「グラーフシャフト」——彼の表現を多少モディファイしているならば——「国王グルント、ヘルシャフト、グラーフシャフト」が存在し

た、と考えなければならぬであろう。抑々「ツェンテナ」が存在しないばあいに、「グラーフシャフト」への改称を考えるのが無意味なことはいうまでもないが、右の事例（ヘッセンガウにおいては、「ツェンテナ」の成立と「グラーフシャフト」への改称が、ほとんど同時にあるいは比較的短時日のあいだに生じた、とでもいうのであるうか。

以上のクロノロジーを、先のライン中流・マイン下流地方のように、ローマの「キーヴィタース」——フランクの王領地——中世初期の「グラーフシャフト」という歴史的連続性を辿りうるようなばあいと考え合わせるならば、われわれは、こうしたタイプの「グラーフシャフト」を、ダンネンバウアーのように、法的構造の同一性のゆえにいきなり「ツェンテナ」と等置してしまおうのではなく、むしろカーロリンガー時代の「グラーフシャフト」の一類型と考える必要があるのではないか。因みにいうならば、周知のようにワースは、(狭義の)中世初期における(古典学說的)「グラトフシャフト」の存在を全面的に否認しようとしたが、そのばあいは、カーロリンガー時代については、「國王令権」ないし「國王のムント」の下にある「グラトフシャフト」、すなわち、「國王罰令領域」としての「グラトフシャフト」(前記の「國王グルトヘルンシャフト」に当るが)と「人民法的(ないし官職法的)グラトフシャフト」(古典學的)の「グラトフシャフト」(ワース自身は「グルトヘルンシャフト」という表現には批判的)と「軍役義務」(したがって「王領地」としての)の並存を認めている。したがって、『フンデルトシャフト』論文におけるダンネンバウアーの見解は、概括的にいうならば、ほぼワースの見解と一致することができよう。

(iii) われわれはつぎに『カーロリンガーの軍隊』におけるダンネンバウアーの見解をとり上げる。

この論文におけるダンネンバウアーの主要な関心は、既に第五章(第一)において詳しく紹介しておいたように、フランク時代——とりわけカーロリンガー時代における「自由人」と「軍役義務」・「國王賃租」(したがって「王領地」との関連を明らかにすることに向けられていた。したがって「自由人」の「裁判義務」の問題は、この論文においても

ともと周辺の地位を占めるにすぎないが、その点についてダンネンバウアーは、ある脚註の中でつぎのように述べている(註四三)。

「同様に、法廷への出席 (*mallum custodie*) を義務づけられている自由人も、国王賃租負担者である。上記註三三 [BMZ 1069] 参照。その他に、ビートル勅令 (下記註四二 [八六四年 / MG. Cap. II, p. 273] 参照) は、その第三章において、フランキー・ホミネーヌもしくはバールギルディーの法廷への出席を扱っているが、これは、八五七年のサン・カンタン協定 (Cap. II, p. 294: *adhunatio Karoli*) と関連する。既にフレンナー・シュウエリーン (DRG, II, S. 291, A. 2) は、このビートル勅令のバールギルドマッスが、サン・カンタン協定の "*omnis homo, qui placitum custodie debet*" と同じものであることを確認している。もちろん、この認識の帰結は、著者の念頭には浮ばなかったし、「もし浮んでいたら」たしかに彼は仰天させたであろう。というのは、もしグラト・フシャフトの裁判義務負担者が国王賃租負担者と同一であるとするならば、そのときには有名な『一般自由人』も御破算になるし、カトリン・ガトのグラト・フシャフトも別な意味をもつにいたるからである。」

ダンネンバウアーは、ここでは「国王自由人」とは区別された「一般自由人」(先の「通常の自由人」)の存在を認めていない、といつてよいであろう。いうまでもなく彼にとつて、「フランキー・ホミネーヌ」「バールギルディー」は「国王自由人」であり、「グラト・フシャフト」への出廷義務を負う「自由人」はほかならぬこの「国王自由人」である。ところが、こうした認識によつて、「一般自由人」の概念も御破算になるし、カトリン・ガト時代の「グラト・フシャフト」も別な意味をもつにいたるはずだ、というのである。かくしてわれわれは、ダンネンバウアーが、この『カトリン・ガトの軍隊』の論文においては、先の『フンデルトシャフト』論文よりも一歩進んで、「一般自由人」の概念ならびにカトリン・ガト時代の「グラト・フシャフト」に関する古典学説的見解を、全面的に否定する方向に向つていた、と

説
いうことをうかがうことができる。因みにいうならば、ここに見られるダンネンパウアーの見解は、先にもふれたワ
ースによる中世初期における古典学説的グラーフシャフトの存在の否定を、さらにカーロリンガー時代にまで拡大し
ようとするもの、と言つてよいであらう。

しかしながら、この論文でダンネンパウアーが述べていることは、その見解のいわば消極的・否定的な側面にすぎ
ない。「グラーフ裁判所」への出廷義務を負う「自由人」が「国王自由人」であるとすれば、そのときカーロリンガ
ーの「グラーフシャフト」はどのようなものとして把握しうるか、すなわち、右の引用との関連でいえば、そのとき
「グラーフシャフト」がもつにいたる「別な意味」とは具体的に何か、という点について、ダンネンパウアー自身
の積極的見解は何も述べられていないのである。

(iv) われわれは最後に、『フライグラーフシャフト』に関する論文をとり上げる。あらかじめお断わりしておくな
らば、この論文においてダンネンパウアーは、既に『フンデルトシャフト』論文の中で示唆されていた見解——「フ
ライグラーフシャフト」ないし「フライグリヒト」・「フライエムター」が、フランク時代の「ツェンテナ」と同一の
法的構造をもち、歴史的にもそれに遡るか、あるいは、中世になってからはかならずフランク時代の「ツェンテナ」
を範として新たに創出されたものである、という見解を、彼自身の研究の歩みに従つて体系的に敘述しようとしたも
のである。したがつて、ここでもまた、われわれは、カーロリンガー時代の「グラーフシャフト」そのものに関する
ダンネンパウアーの積極的見解を直接に知ることはできない。われわれはしかし、彼が「フライグラーフシャフト」
の問題をめぐつてヘームベルクに対して加えた批判を手がかりにして、『カーロリンガーの軍隊』の論文に示されて
いた見解——古典学説的「グラーフシャフト」の全面的否定——をより明確な形で確認できるだけでなく、さらに

その根拠についてもいくつかの貴重な示唆をよみとることができるのである。

(a) われわれは、問題のヘームベルクに対する批判を検討する前に、この論文の末尾において、ダンネンバウアーが「一般自由人」の概念に関して述べていることを紹介しておきたい。

「……「一般自由人」について、今や多くの人々が疑いはじめている。私もまたずっと以前から不信者の一人に属している。そうして私は今、単なる懷疑からさらに一步踏み出した、と考える。私が、カールリンガーの軍隊における自由人に関する私の研究……において、もし完全に踏み迷っているのではないならば、私は最後の止めを刺すことができる。「直訳すれば、i の上に点をうつことができる」。すなわち、カールリンガーのカピトゥラリアによれば軍役義務を負っているかの小自由人たち、それは教科書の有名な——あるいは、悪評高き、というべきであろうか——「一般自由人」ではない。それは、ハトルギルデン、ツェンテナの中にある国王、租負担者、メーロヴィンガー時代のレウデリス、「要するに、国王自由人、ないし、その前身」である。彼等が、しかして彼等のみが封臣たちとならんで軍役義務を負ったのであり、その根拠は、彼等の王領地への定住であった。」(三七—三八頁)

われわれはこの引用によつて、ダンネンバウアーが、先の『カールリンガーの軍隊』ならびにこの『フライグラーフシャフト』の論文において、「一般自由人」の概念を全面的に否定するにいたったことを、彼自身の言葉によつて確かめることができる。したがつてわれわれは、ここでも、ダンネンバウアーが『カールリンガーの軍隊』におけると同様に、フランク時代における古典学説的な「グラーフシャフト」の存在を全面的に否定している、と予想することを許されるであろう。

(b) 以上の考察を前提として、われわれはつきに、問題のヘームベルクに対するダンネンバウアーの批判をとり上げる。この批判は、いづれも『フライグラーフシャフト』に関する論文の脚註に見出されるものであるが、ダンネン

説 論

パウアーは、まず、一地方を孤立的に扱ひ、しかも中世後期から出発するヘームベルクに対して、方法論的な批判を浴びせ(三二〇頁、註一)ついで、ヘームベルクによる史料の恣意的解釈の最も顕著な一例として、自由人が国王賃租を課せられてゐる土地を全く自由に処分できた、という見解を論難した(三一九頁、註二七)のち、「フライグラーフシャフト」という名称に関してつぎのように述べている。

「序にいうと、この一二七七年の文書〔ヴェストファーレン地方のフライゲリヒトに関する最初の明確な文書の証拠〕は、ヘームベルクの恣意的主張の一つ(五三・四頁)を却ける。ヘームベルクによれば、フライグラーフシャフトは、そのリベラ・コミツィアという名称を、それが自由人に対する特別裁判所であつたからではなく、それが自由人を参審員として有していたから、帯びていたのである、という。〔しかし、この文書の〕Comitia super Iberos et Ibero-run agros, qui agri solverunt ad fiscum regium」といふ表現は十分に明らかであらう。フライグラーフはへり返し(ローメス・リベロールムと称はれ……)、その裁判所はブラキトゥム・リベロールムと称はれてゐる……。エンゲルケ(Hann. Gesch. III, 26, 1923, S. 1 ff.)〔によれば〕グラーフシャフト・ユーパー・テム・モールは、はっきりとした境界をもつ管轄領域であるが、この管轄領域の内部において自由人たちと自由所領のみを包括している……。ヘームベルクによるリベラ・コミツィアという名称の誤った解釈とともに、——彼の著書の主題たる——彼によるグラーフシャフトの構成は崩壊する。(三二三・四頁、註四)

このダンネンパウアーの記述は、前章における問題との関連でいえば、彼のいわゆる「ツェンテナ」ないし「王領地」の内部構成をうかがわせてくれる——ダンネンパウアーにおける「ツェンテナ」ないし「王領地」の概念は、もともと地域的的概念といふよりはむしろ国制的概念であり、王権が何らかの形で「自由人」を把握しているばあいには王権と「自由人」を結ぶ絆^{||}特殊な法的・国制的関係そのものを指す——ものとしても、きわめて興味深い。ここ

で最もわれわれの注目を惹くのは、右の引用に見られるダンネンバウアーの論法である。

ダンネンバウアーによれば、「フライグラーフ」は「自由人」ならびに「自由所領」^{フライエスケート}に對してのみ管轄権をもつ。したがって、「自由なグラーフシャフト」という名称は、ヘームベルクの主張するように、そこでの参審員が自由人である、ということにもづくものではない。ところがヘームベルクは、このような「フライグラーフシャフト」の解釈を——唯一の、あるいは少なくとも、主要な——論拠として、「フライグラーフシャフト」に関するイメーヅを作り上げた。したがって、「ヘームベルクによるリベラ・コミツィアという名称の誤った解釈とともに、彼によるフライグラーフシャフトの構成は崩壊する。」——もしダンネンバウアーが以上のように述べたのだとすれば、われわれは——「フライグラーフシャフト」の名称の解釈がヘームベルク説の中でどれだけの比重を占めるか、という点の検討を別にすれば——ダンネンバウアーの論旨の進め方を容易に理解できるであろう。

しかし、見られる通り、ダンネンバウアーは、右の引用において、単にヘームベルクの「フライグラーフシャフト」に関する学説を批判したのではなく、さらに進んで——見論理の飛躍とも見られるような仕方——「グラーフシャフト」そのものに関するヘームベルク説を批判しようとしているのである。いったい、なにゆえに、「フライグラーフシャフト」——ダンネンバウアーによれば、それは「ツェンテナ」と同一の法的構造をもつ——の名称の誤解をつくことによつて、「グラーフシャフト」そのものに関するヘームベルクの見解までを否定することができるのであろうか。ヘームベルクは、「グラーフシャフト」について、いったいどのような構想をもっていたのか。また、その際彼は、果して、「フライグラーフシャフト」を、「ツェンテナ」ではなく「グラーフシャフト」の系列上において理解しようとしたのか。こうした問題を検討するためには——われわれは当然、ある程度ヘームベルク説そのものに立

説

ち入らざるをえないであろう。

論

(c) ホームベルクは、多くの点における古典学説の修正ならびに新学説に対する重大な譲歩——とりわけカーロリ
ンガー時代における「国王自由人」の存在を容認し、中世後期・ヴェストファーレンのフライグラーフシャフトにお
ける「シュトウルフライエ」をその後裔と見る——にもかかわらず、本質的には、少なくとも主観的には、グラ
フシャフトに関する古典学説的見解を堅持し、それを再興しようとしてとめていゝ。

「われわれは、ヴェストファーレンの国王罰令権裁判所〔フライグラーフシャフト〕を研究することによって、限られた地方的に
限定された意味しかもたぬ特殊現象を扱うのではなく、もっと早い時代には全王国に存在していた裁判所の一類型〔グラフシャ
フト〕を扱うのである。われわれはしかし、それを、ここヴェストファーレンにおいてのみ、まだはつきりと把握しその詳細につい
て認識することができる。というのは、ただ、ここにおいてのみ、そのような裁判所〔グラフシャフト〕が比較的新しい時代まで維
持されたことにおいてのみ、その本質と構造の認識のために十分な史料が残されているのである。」⁽⁷⁾

(頁七)

以上の引用によって、単にホームベルク説の核心——カーロリンガー時代の「グラフシャフト」と中世後期の
「フライグラーフシャフト」の直結——を知ることができるだけでなく、同時に、われわれにとつてもっと興味深い
一つの事実が明らかになる。すなわち、少なくとも「中世中期」^{ホッホミッテラルター}（「ホームベルクは「中世中期」という時代区分の中に、時
降については、ほかならぬヴェストファーレン地方の「フライグラーフシャフト」が、「古典学説的グラフシャフト」
像にとつて、唯一の、とまでは言わないまでも、最も重要な実証的根拠である、ということ、ホームベルクは自認
しているのである。⁽⁸⁾（なお、五一頁にも同様職官の敘述あり。また、中世後期の「自由農」）。したがって、もし「フライグラーフシャフト」

の起源が系譜のない構造的に「国王自由人の組織」としての「ツェンテナ」にある、というタンネンバウアー説が正しいとすれば、少なくとも「中世中期」以降については、そこから遡及的にカーロリンガー時代の「古典学説的グラーフシャフト」を推定するための、最も重要な実証的根拠が失われたことにならざるをえないであろう。

それならば、ヘームベルクは、中世後期のヴェストファーレン地方に見られる「シュトゥールフライエ」が「国王自由人」の後裔であることを認めながら、いかにして「フライグラーフシャフト」をカーロリンガーの「グラーフシャフト」の後継者と見ることができたのであろうか（ヘームベルクは、概念上「フライグラーフシャフト」を二つに分け、そのうち「領域的」「フライフネクタイ」とよぶが、ここでは、行論の便宜上、彼がカーロリンガーの「領域的」「グラーフシャフト」の（直接の）後継者と見る前者のみをとり上げる。一一三頁）。その点について、ヘームベルクは、タンネンバウアー説を念頭におきながら、つぎのように述べている。

「上述のザンクト・ガレン文書（七、六、六、年、H. Warmann, I, 49）から明らかのように、国王賞租負担者は、カーロリンガー時代においてすでに、まずもってグラーフに下屬していた。ただ時折、彼らと並んで、ミッシー・ドミニキーヤツェンテナールも、国王賞租のありうべき受領者として、言及されているにすぎない。この自由人の上におかれたミッシー・グラーフ・ツェンテナールたちが、国王自由人に対する保護支配権に限られていた、という証拠は何もない。中世後期においてもなお、グラーフが、一方においては、国家的高級裁判権を管理し、他方においてははしかし、シュトゥールフライエに対する保護支配権を所持したように、明らかにカーロリンガー時代においても既に、国王に、よって、保護された自由農民は、国家のホーハイットレーガー、すなわち、王権の本来の代理人たるグラーフに下屬していたのである。」（九六・七頁）

ここで七六六年の事例があげられていることは、われわれが先に指摘した「ツェンテナ」の改称の問題と考え合わせると、それ自体、きわめて興味深いものであるが、われわれはここでその問題を繰返すことはしない。そのことを

説

論

別にしても、われわれは、右の引用から、つぎのことを知りうるからである。すなわち、ヘームベルクは、カーロリ
ンガー時代における「国王自由人」の存在を認めているが、それと「ツェンテナール」ないし「ツェンテナ」とのあ
いだにおける必然的連関を断ち切り、むしろそれが「グラ、ーフ、」に下屬することをもって常態と考えている。われわ
れはここに、ダンネンバウアーにとつて「ツェンテナ」であるものが、ヘームベルクにおいては「グラーフシャフト」
として把握されうる、という事態のよつて来るゆえんをよみとることができるのである。

しかしそれだけではない。右の引用からもうかがわれるように、ヘームベルクにおける「グラーフシャフト」は、
内容的にいつても、ダンネンバウアーの「ツェンテナ」とは相容れないものをもっている。それは、要するに「国王
自由人」に対する人的ならびに物的な保護支配権と、さらにそれを超える高級裁判管区・いわば「一般自由人」に対
する公的な領域的裁判権、との複合体である。このうち、その支配の構造についていえば、いうまでもなく前者は、
ダンネンバウアーのいわゆる「ツェンテナ」に対応する。したがつて、ヘームベルクが古典学説の「再興」を試みよ
うと欲するのなら、彼のそうした意図にとつて決定的に重要な論点は、つぎの二つのことではなければならない。すな
わち、第一に、グラーフの保護支配権に服する「国王自由人」とは別に、その公的裁判権の対象でありうる「一般自
由人」が事実存在した、ということ、第二に、グラーフの公的裁判権が事実このような「一般自由人」の上及び、
その意味で「グラーフシャフト」は「領域的性格」をもっていたこと、以上二点の論証がそれである。彼による「リ
ベラ・コミツィア」という名称の解釈も、論理的にはこの点に関係してくるのであつて、ヘームベルクは、それを
「参審員として自由人をもつ」と解することにより、「フライグラーフシャフト」が「国王自由人の特別裁判所」では
ない、と主張し、「フライグラーフシャフト」が右に述べたような形で「領域的性格」をもっていた、ということへの

伏線としていのである。

(三) 以上によつてわれわれは、ダンネンバウアーによるヘームベルク説批判のうち、一見論理の飛躍と見られる点
 が、実はヘームベルクの論理構成に即しつつ、問題のキイ・ポイントを射当ててゐることを明らかにできた、と考へる。もとより、われわれは、今ここで直ちに両者の論争に結着をつけることはできない。しかし、われわれは、その過程において、抑々同じ中世後期・ウェストファーレンの「フライグラーフシャフト」が、一方では国王自由人学説の意味における「ツェンテナ」と解され、他方では——上述のごとく多少とも妥協的な形態においてではあれ——古典学説の意味における「グラーフシャフト」と解される、というごとき、一見奇妙な交錯を解きほぐしていく手がかりを見出すことができた。そこでわれわれは、以下、ダンネンバウアーならびにヘームベルクの双方について、そうした手がかりと目されるものをまとめ、「ツェンテナ」と「グラーフシャフト」に関する本節のむすびとしたい。

まず、ダンネンバウアーについていうならば、彼のいわゆる「ツェンテナ」の構造論的色彩が考えられなくてはならない。すなわち、彼は、後年になるほど明瞭に、史料の上で「ツェンテナ」とは称ばれておらず、——さし当り本章での問題に限定していえば——「グラーフシャフト」と称ばれているものでも、その国制的地位・法的構造が「ツェンテナ」と同一であるとき、それを「ツェンテナ」という概念の下に包摂する傾向をもっていた。したがつて、われわれは、史料に則してフランク時代の国制を考えようとするなら、むしろ「グラーフシャフト」の一種型（国王グルトヘルシャフト的グラーフシャフト）と把握するべきものが、おしなべて「ツェンテナ」と解された可能性を見落すわけにはいかないのである。

一方、フランク時代における「国王自由人」の存在を認めながら、それと「ツェンテナ」との必然的な関連を否定

説論

するヘームベルクは、右のごときダンネンバウアー説の欠陥をある程度予感してはいた、と言つてよいであろう。だが、ダンネンバウアー説のそうした欠陥は、古典学説への復帰やそれとの安易な妥協によつて克服しうる性格のものではない。現に「国王自由人」の存在を認めた結果、彼が「再興」することのできたのは、もはや古典学説的な「グラーフシャフト」像そのものではなかった。しかもそのばあい、ヘームベルクが曲りなりにも古典学説を救いうるために最も重要な論点、すなわち、第一に「一般自由人」の实在、第二に、それに対するグラーフの公的・領域的な裁判支配権の行使を論証するために、彼が大幅に中世中・後期の事態からの遡及的推断に依存せざるをえなかった、という事情は、きわめて示唆的であると言わなくてはならない。すなわち、ひとたび「国王自由人」の存在を認めれば、それは、客観的には、従来「一般自由人」に関する史料と考えられてきたものを、少なくとも大部分「国王自由人」に関する史料として解釈がえすることを要求しているのであつて、それだけでも既に、古典学説的な「グラーフシャフト」像の実証的根拠を脅かすことにならざるをえない、ということになるのではあるまいか。⁽¹⁾

われわれはこうして、カローリンガー時代における古典学説的な「グラーフシャフト」は果して实在したのか、という疑問から解放されるどころか、そうした疑惑をますます深めざるをえないのである。従来「グラーフシャフト」に対して与えられてきた国制史ならびに法制史的な役割の重要性を考えるならば、われわれが自らの手でこの問題の根源的再検討にとりかかることは、まさに緊急の課題である。と言わなくてはならないであろう。

(1) H. Janichen, Baar und Huntari, in *Vorträge und Forschungen*, Bd. I: *Grundfragen der Alemannischen Geschichte*, 1965.

(2) ザクセンのグラーフシャフトに関する最も興味ある文献は、S. Krüger, *Studien zur sächsischen Grafenschaftsverfassung*, 1960, である。私は、別に機会をえて、この文献とものに述べるヘームベルクの研究とを、詳細に比較検討したいと考えている。

- (3) われわれが既に指摘したように(第六章・第二節・註1)、マイヤーは、この「通常の自由人」という表現をとらえて、「なお完全自由人のための余地が残されているか」という問題を提起する(『フンデルトシャフト』一三四頁)。この問題提起は、第三回総合研究会において堀米教授によってもとりあげられ、また増田教授の「完全自由人」に関する見解にも大きな影響を及ぼしたものとと思われるが、われわれは、マイヤー説に対する批判は別稿に譲り、ここではマイヤーによって問題にされたダンネンパウアー説自体が、以下に述べるように、きわめて過渡的なものであったことを指摘するに止めたい。なお、前節・註(6)をも参照。
- (4) ここでわれわれが、この事例を、必ずしも十分に説得的でないと考えるのは、主として、つぎの二つの理由による。第一に、問題のこの地方の人々を「自由人」と考える論拠が薄弱なこと、第二に、なにゆえ、コーメスは「古定住地帯」における——「自由人」の——長であり、ツェンテナールは「新開墾地」におけるそれであるのか、ということの説明がない、からである。この第二の点について、ここで詳細に立ち入るゆとりはないが、とりあえず、マイヤーのばあい、彼は「開墾自由人学説」の延長線上において、といわんよりはむしろ、その批判的克服をまっしてはじめて「国王自由人学説」に到達しえた、ということを指摘しておくたい。
- (5) この点については、マイヤー『フンデルトシャフト』一二五—七頁が参照されるべきであろう。そこでマイヤーは、シュタインバッハの見解を批判しつつ、この地方の「ツェンテライエン」の第二次的形成(グルントヘルシャフトからの派生を考えているように思われる)。
- (6) A. Waas, *Herrschaft und Staat im deutschen Mittelalter*, 1938, S. 221, ff. u. S. 259, ff.
- (7) E. Fr. v. Guttenberg, *Index h. e. comes aut grafo*, in *Festschrift E. E. Stengel*, 1952, S. 93 によれば、ワースは、一九四四年、エフランゲンにおける一学会の席上において、さらに進んで「グラーフの《官職的》地位、ならびに、フランク王国の國制として地域的に区劃されたグラーフシャフトの存在そのもの」を疑問視するにいたった、という。したがって、本稿でふれるワース説は、一九三八年までのものであり、一九四四年の段階におけるワース説は、(iii)以後に述べるダンネンパウアー説と対応しているものと見られる。なお、ここでわれわれが「国王グルントヘルシャフト的グラーフシャフト」を、直ちに「ツェンテナ」と同一視せず、一応「グラーフシャフト」の一類型として把握しよう、と試みたのは、つぎのような事情を念頭においたからである。すなわち、ダンネンパウアーが「ツェンテナ」の系列で考えようとしたもの(たとえばシュパーニシエ・マルクの「亡命者」)を、シュレージンガーはむしろ「グラーフシャフト」の系列で考えようとしており、そのことが、今日の水準において「ツェンテナ」

と「グラーフシャフト」の関係を再構成する仕事を、著しく困難にしている。われわれは、それゆえ、「ツェンテナ」についても、「グラーフシャフト」についても、さし当り可能な限り構造的・一般化を避け、まず史料に則してそれぞれの諸類型を明らかにした上で、両者の関係を追及しなければならぬ、と考えるのである。

(8) 前章・第二節・三・i・iiを参照。

(9) このようなホームベルクの態度は、彼がフリスに對して述べた批判の中に、最も鮮明に現われている。A. K. Homburg, Die Entstehung der westfälischen Freigravatschaften, 1953, S. 12. また、クリューガー(一一一・一二頁)「ならびに」フスマーに對する批判(一一五・一六頁)をも参照。なお、ホームベルクには、本書のほかに、同じ主題に関する著書として、*„Gravatschaft, Gogratschaft, Freigravatschaft,“* (1949)があるが、ここではまだ「国王自由人」の問題は扱われていない。本稿では、以下、煩雑さを避けるために、タンネンパウアーが直接に批判の対象とした前者のみを引用する。

(10) なお、この点については、前註(9)に指摘した場所のほかに、四九一五〇頁、五一頁、九六―七頁(後述)、二二〇―二頁における敘述をも参照のこと。

(11) ホームベルクが「国王自由人」とは区別される「一般自由人」の存在を立証するためにあげたほとんど唯一の史料は、八六七年のつぎのごときザンクト・ガレン文書である(九四頁)。*„ut eis liceret habere plenam legem, quae vulgo dicitur phath sicut ceteri Alamanni, et si redimerent de tali censu, sicut illorum antecessores nostris antecessoribus persolverunt.“* (Wartmann, II, 527) この文書は、重要な点において必ずしもその意味の明らかでない語句を含むが(„phath“, „ceteri Alamanni“)その点は別にしても、第一に、それが八六七年の文書であること、すなわち、そのとき既に「国王自由人」の概念ならびに実態はかなり大きく変質してはいないかということ、第二に、*„plena lex“* という言葉をホームベルクのように「完全自由人」にかかわるのであると解するならば、まずもって「完全自由人」の存在によって「一般自由人」の概念を救うるかが問題であること(現にホームベルク自身、この文書によって「国王賃租」から解放された「自由人」のうちある者については、彼らが既に農民的生活から抜け出していたものと考えている)、以上二点を指摘しておきたい。また、すべての「自由人」が必ずしも「国王賃租」を負担しなかったかも知れぬ、ということについては、次章においてふれるつもりである。

第四節 グラーフシャフト・國王支配の諸類型

われわれは、以上二節において、國王自由人學說における「グラーフシャフト」の把握を分析してきた。その際、とくにダンネンバウアー説をきわめて詳細にとりあげたのは、問題が、抑々カーロリンガー時代に古典學說的な意味での「グラーフシャフト」が存在したのか、という、きわめて深刻な疑問にかかわるからにはかならない。もとより真正面からこの疑問に答えるためには、以上においても折にふれて指摘してきたように、何よりもまず、古典學說の史料的典拠そのものの全面的検討がおこなわれなくてはならない。しかしながら、そのこと自体、かなり慎重な準備を要する独自の課題であつて、問題の解決ではなくその提出を意図する本稿の範囲をはかるにこえるものである。

そこでわれわれは、そうした仕事にとりかかるための一応の目安をつけておくためにも、本章の最後に、以上において學說の分析を通じてえられた見通しを、「グラーフシャフト」の諸類型としてまとめておきたい、と考える。その際、これがさし当りは全くの試論にすぎぬ、ということは改めてお断わりするまでもないとして、そのほかに、あらかじめつぎの二点をお断わりしておきたい。第一に、われわれは、以下の試論において、同時にまた、あくまでも「グラーフシャフト」を中心にして見たものであり、その意味できわめて不完全なものではあるが、フランク時代における「國王支配」の諸類型を考えるために、「グラーフシャフト」と直接に関係のない問題について若干の補足をこなっている。本稿の冒頭に述べておいたように（第二章）（第一節）、フランク時代の全国制ないし國家構造を明らかにするためには、「國王自由人」の問題以外にも多くの問題を検討することが必要であり、われわれは「グラーフシャフト」という視角からそうした課題に一步でも接近しておきたい、と考えているわけである。

第二に、以下の「グラーフシャフト」の諸類型から古典学說的意味における「グラーフシャフト」が意識的に排除されている、ということについてである。それにはいろいろな理由がありうる。たとえば、それはあまりにも周知の事実⁽¹⁾に属するから、ここでわざわざとり上げる必要がない、ということも考えられるし、あるいは、以下の試論は、まさにそうした古典学說的「グラーフシャフト」像の再検討の手がかりを設定しようとするものであるから、再検討の対象になるものをそれと同列におくのは適当でない、ということも考えられるであろう。しかし、卒直に語ることを許していただけるなら、私にとつて、そうした理由は、所詮、遁辞以上のものではない。私自身、さらに進んで少なくともカーロリンガー時代に関する限り(そうして、本稿ではほとんど全くふれなかったが、メーロヴィンガー時代についてはましていかなや)、古典学說的な意味における「グラーフシャフト」は、実在しなかつたろう、という予想をもっているからである。もちろん、だからといって、私は、これまでの「グラーフシャフト」像の意義を完全に否定するものではなく、以下においてもふれるように、それは歴史的には、「グラーフシャフト」の理念として一定の役割を果したのではないか、と考えている。以上、本節におけるわれわれの意図に関して、誤解のないようとお断わりしておきたい。

(一) 王権との関係がより緊密である、と考えられるものからはじめるなら、われわれは、まず第一に「国王、グルント、ヘルシャフト的、グラーフ、シャフト」なるものを考えなくてはならない。この名称は、先にもふれたように、ダンネンパウアーの表現を多少モディファイしたものであり、それが実質的に適切であるかどうかということについては、次章において「国王自由人」の概念を検討することにより、間接的に問題にすることにしたい。

(i) 「国王グルントヘルシャフト的グラーフシャフト」とは、一言にしていえば「(広義の)王領地管理機構」

としての、また「国王自由人の組織」としての「グラーフシャフト」である。実体的・構造的には、タンネンパウア
 1のいう「ツェンテナ」そのもの、ないし、その複合体であつて、しかも、直接にグラーフに下屬するか、あるいは、
 史料に「グラーフシャフト」として現われるもの、と言つてもよい。このばあいのグラーフの権限は、さし当り、こ
 の「グラーフシャフト」内の「自由人」「国王自由人」にのみ及ぶもの、と考へ、その内部の「不自由人」ならびに
 外部の「自由人」との関係については、ここではふれないでおく。⁽³⁾

(ii) これについてまず問題になることは、もしこの「グラーフシャフト」が「ツェンテナ」と同一の法的ならびに
 国制的構造をもつていたとすれば、なにゆゑに、それが、あるばあいには「ツェンテナ」と称ばれ、他のばあいには
 「グラーフシャフト」と称ばれたのか、ということである。

この問題については、「ツェンテナ」という名称の方がより特殊であり、したがつてまた、より特殊な歴史的事情
 ——たとえばローマの遺産——とりわけその軍事的植民の制度との直接的関連、あるいは、「王領地」といつてもとくに
 新たに征服した地方における軍事的植民に力点があつたばあい、など——にその成立を負うてゐるのではないかと
 いうことを考へられなくもないが、今のところ、はつきりしたことは何もわからない。ただ、ここでわれわれは、
 ——これとても全くの論理的可能性にすぎないが——つぎのことを指摘しておきたい。すなわち、われわれは、次章
 において「国王自由人」の概念について述べるのと同様に、こうした(広義の)王領地管理機構——あるいは「国王自
 由人の組織」としての「グラーフシャフト」を、カールリンガー時代になつてから完成される「グラーフシャフト」
 の理念、(古典學説的グラーフシャフト)の原型と考へたいのであるが、そのばあい、何らかの形における「グラーフ
 シャフト」と「ツェンテナ」の上下関係をもたらししたものとして、さし当り、第一に、マイヤーのいわゆる「ツェン

テナ」の変質(前章・第二節・ii)、第二に、——これはつぎの第二類型と関連してくるが——とりわけカーロリンガー時代に
なつてから、フランク王権の勢力が他の諸部族領域の内部にまで伸張していくとき、「グラーフ」の国制的地位・王
領地」の内容ないし機能に、重要な変化が生じたのではないか、ということ、少なくとも、以上二点を念頭におく必
要がありそうだ、ということがそれである。

(iii) われわれは、前章において(第二節)テオドル・マイヤーにおける「ケーニヒスホーフ」・「王領地」・「国王グ
ントヘルシャフト」・「国家領」などの諸概念の交錯を分析した。そのことからもうかがわれるように、「国王支配」
の系列において考えるならば、ここにあげた「国王グントヘルシャフト的グラーフシャフト」よりも王権に近いと
ころに「ケーニヒスホーフ」が位置していた。ボースルの『テキスト』も「ケーニヒスホーフ」の国制史的機能にふ
れており(第二章・第一節)、フランク王権によって新たに征服された地方においては、それが王権の拠点としての機能を
果した、ということをおうかがうことはできるが、それと「ツェンテナ」ないし「グラーフシャフト」とはどのような
関係にあつたか、ということについては、目下のところほとんど全く不明である、というほかはない。ここでは、こ
の点についても、前節で問題にしたヘームベルクの研究、ならびに、とりわけメッツの新著の中には、若干の興味あ
る素材が含まれている、ということを指摘するにとどめたい。

(iv) 今ひとつ、この関連で指摘しておきたいのは、「王領地」から寄進された聖界領、とりわけ修道院領について
である。いうまでもなく、「王領地」が王権の手を離れることは、それ自体、王権にとって何らかの損失を意味する
であろう。しかし、われわれは、それと同時に、少なくとも国王に直屬する修道院に対する寄進については、寄進さ
れた「王領地」が、それ以後においても、いわば「準王領地」として機能しているばあいのあることを考慮に入れて

おく必要がある。久しぶりにマイヤーの『テキスト』に立ち戻るなら、そこには、オットーネンの教会政策に関連してつぎのような記述が見出される。

「王領地の教会への寄進は、直接には(それを)教会による管理へ移した、という以上の意味を、ほとんどもたなかった。というのは、教会は大きな給付を義務づけられていたし、また、教会に委ねられた国王自由人の(国王に対する)諸給付も、それが明示的に寄進されなかったばあいには、ひきつづきおこなわれたからである。」(三〇)

これはオットーネンの教会政策を理解するために、きわめて重要な観点であるが、カーロリンガー時代についても例の修道院領の収公がいかにして可能であったか、ということとは、こうした観点からより良く理解できるのではあるまいか。また、ヨーロッパ中世国制史の難問の一つである「インムニテート」の問題——とりわけ、それが王権にとつていかなる積極的意味をもちえたか、ということ——についても、修道院領がそこから除外された「グラーフシャフト」とは何か、という問題とともに、このような修道院領の性格との関連において、今いちど検討してみる必要がある、と思われる。序に指摘しておくならば、周知のように、いわゆる「古典的グルントヘルシャフト」に関する代表的事例は、ほとんどこのような修道院領に限定されているのであり、こうした視角から聖界領ないし教会政策の問題を検討することは、とりもなおさず「古典的グルントヘルシャフト」の国制的位置について具体的な考察を加えることを意味するであろう。少なくとも今日の段階においては、かかる検討を経ないで「古典的グルントヘルシャフト細胞論」を主張することは、もはやほとんど全く学説史的根拠をもちえないのである。

(三) われわれはつぎに「グラーフシャフト」の第二類型として「帝国貴族領的グラーフシャフト」とでも称すべき

説
ものをとり上げる。

論

(i) 先にも指摘したように、ダンネンパウアーは、フランク王権によって新たに征服された地方へグラーフとして送りこまれたフランクのヘルたち、について語っている。増田教授が研究された・八世紀半ばアレマニエンに現われるグラーフも、これに当るであろう(『論文集』、とりわけ第六論文)。彼らは、多くのばあい、系譜的には、『レークス・サリカ』の人命金秩序にいわゆる「国王の従士」フントワルスタイマンであり、「レーン制」の成立ないし導入以後にあつては、「国王の封臣」グフヂルとして、王権の伸張と並行して自らの権力を増大していった・国王の「腹心」である。テレンバッツハのいわゆる「帝国貴族層」がこれに当り、彼らは、相互の間に幾重にも、またしばしば王家との間にも姻戚関係を結んでいる。彼らの所領は帝国フイヒの全領域に散在しており、彼らのうちある者がいくつかの地方のグラーフを一身に兼ねていることも、決して希らしくない。そのゆえに彼らは、帝国の統一に関して、王権に劣らず重大な関心をもっている。ここで「帝国貴族領的グラーフシャフト」と名づけたのは、かかる階層がある地方にグラーフシャフトとしてもっているその「勢力範囲」である。

(ii) ところで、少なくとも九世紀の前半においては、右に述べたようなグラーフが、何らかの形で「王領地」の管理、あるいは「国王自由人」の組織に関与していた、ということについては、まず問題がないように思われる。そうして、そのことは「帝国貴族層」と「王権」のあいだに見られる緊密な利害関係の共同を考えるならば、王権の政策としても、きわめて納得のいくものと、言ってもよいであろう。しかしながら、われわれは、逆にこのような「グラーフシャフト」を「王領地管理機構」ないし「国王自由人の組織」という観点からだけ把握することができるか、という疑問を抱かざるをえない。現に、こうした観点を最も強く前面に押し出しているポースルの『テキスト』(本章・第三節)に

においても、それを仔細に検討するならば、かかる「グラーフシャフト」が「王領地」のみによつて構成されているのではない、ということを読みとることができるのである。

フランク国王の代理人として、新たに征服された地方へ送りこまれたグラーフたちは、その地方の豪族たちをフランク王権の支配下につなぎとめるために、当然、彼らに匹敵するだけの社会的地位と実力とをもたなければならなかつたであろう。したがつて、ポースルの『テキスト』がいうように、グラーフたちは、自ら活動する地方において、固有の権力地盤をもたなければならなかつたし、かかる権力地盤としては「できるだけ大きなアロッドないしレーンの所有」が考えられるであろう(第一章・第二節・二・ii)。ポースル自身は、このうち「レーン」についてはもとより「アロッド」についても、それがもと国王、したがつてまた「王領地」から与えられたものである、という側面に力点をおいて語っている、と思われる(本章・第二節・一・ii)。しかしながら、その起源が何であろうと、グラーフが、まさしくある地方において王権の利害関係を代表しうるためにも、固有の権力基盤をもたなければならぬ、ということ自体、この第二類型の「グラーフシャフト」には、ある程度必然的に「アーデルスヘルシャフト豪族支配」的要素が内在せざるをえない、ということを意味するであろう。彼らが特定地方に深く根をおろすほど、彼らは、一面において、それだけ効果的にその地の土着豪族層を制圧することが可能となると同時に、その半面、彼ら自身新たに土着豪族化するか、あるいは、既存の土着豪族層と合体する傾向を強めざるをえない、と考えられる。

われわれは、それゆえ、この「帝國貴族領的グラーフシャフト」の内部構成を、つぎのように考えてみたいのである。まず、彼らは、その「グラーフシャフト」の中心に、固有の権力基盤をもっている。それらは、起源的には「王領地」に遡るばあいもあるうし、さらに、彼らの背後にはフランク王権が控えている。しかしわれわれは、それと

説

論

もに、こうした権力基盤が、王権とは無関係に、グラーフ自身の活動によって、たえずその周辺に拡大されていったという可能性をも考慮に入れておかなくてはならない。いずれにせよ、この第二類型のグラーフたちは、何よりもそうした固有の権力基盤の直轄的把握に依拠しながら、一方では「グラーフシャフト」の内部にある「王領地」ないし「国王自由人」に対して何らかの形で支配権を及ぼし、さらに他方では、周辺の「豪族支配領域」へ向って自らの勢力を伸張しつつ、その地方の土豪層を、従士制的な、あるいはレーン制的な支配関係によって、自らの「勢力範囲」の中へ組みこんでいったであろう。因みに、私の見通しが誤っていなければ、マイヤーのいわゆる「完全自由人」の問題は、一つには、この後者との関連で考えることができる、と思われる。

(iii) 以上のように考えるならば、最も重要な問題は「国王グルトヘルシャフト的グラーフシャフト」と「帝国貴族領的グラーフシャフト」の関連いかん、とりわけ「帝国貴族層」が「王領地」の管理に介入し、「国王自由人」をも支配するにいたったことの意味であろう。

もちろん、既に述べた修道院領のばあいと同様に、「帝国貴族層」は王権と利害関係を共にする側面をもっているから、彼らに対して「王領地」を与え、あるいは、その管理を委ねることは、王権にとって、直ちに一方的損失を意味する、とは限らない。事実、フランク王権は、限られた行政手段によってきわめて広大な領域を自らの支配下にしながらとめるためには、「国王グルトヘルシャフト的グラーフシャフト」ないし「国王自由人」に対する直轄的支配(ここでは「ゲーニヒスホーフ」(狭義の)「王領地」(ツェンテナ)あるいは「修道院領」に対するそれについては繰り返さない。)とならんで、かかる「帝国貴族層」ないし「帝国貴族領的グラーフシャフト」に依存せざるをえなかつたのである。とりわけ、フランク王権が新たに諸部族領域を征服したばあい、そこで土着豪族層を制圧し、それをフランク王権による政治的支配の下につなぎとめるためには、かかる「帝国貴族

層」の存在は必須のものであつたらう。したがつてその限りでは、すなわち、本来の「アイルランド系ヘルシヤフト豪族支配体制」との対抗関係という局面においては、「帝国貴族層」が「王領地」や「国王自由人」を自らの勢力範囲の中に組み入れることは、王権にとつてはむしろ積極的な意味をもちえた、と思われる。

しかしながら「帝国貴族層」あるいは「帝国貴族領的グラーフシャフト」は、王権とのあいだにおけるそうした利害関係の共同の面とともに、その背反の面_{II}固有の利害関係をもつていた。もし仮に、グラーフたちが、すべての「王領地」ないし「国王自由人」を把握し、それと王権との直結関係を切断することに成功するならば、そのとき、王権にはもはや、かかるグラーフたちに対するオーバーヘルシヤフト以外に、いかなる王国統治の手段も残されないのである。⁽³⁾すなわち、一言にしていうならば、そこに現出するのは徹底した「封建化」の事態である。したがつて、「王領地」ないし「国王自由人」の直轄的把握は、「国王支配」の系列においてこれを見るならば、王権に対して、単に本来の「アイルランド系ヘルシヤフト豪族支配体制」に対抗しそれを制圧するための権力基盤ないし権力手段を提供するだけでなく、それ自体の内部に「アイルランド系ヘルシヤフト豪族支配」的要素をはらむ「帝国貴族層」との関係において、王権が自らの主導権を失わぬためにも、必要欠くべからざるものであつた、と言わなくてはならない。したがつて、われわれは、フランク国家がフランク国家である限り、王権が「王領地」ないし「国王自由人」のすべてを「帝国貴族層」に委ね、あるいは、全国家をかかると「グラーフシャフト」の網の目によつて覆ふことはできなかつた、と考へなくてはならない。

かくして、フランク王権は、こうした「帝国貴族層」との関係においても、「王領地」に対するその直轄的支配を整備し組織化する必要に直面したであらう。ところで、われわれが「軍隊王権」の問題との関連で既に述べたように(第三章・第三節・ii・b)、マイヤーによるならば、九世紀の前半ないし中葉、フランクの「国家観」にひとつの轉換が認められ

る、という。一言にしていえば「抽象的・制度的国家観」の（端緒的）成立であり、「官職法的原理」の滲透である。この問題については、次章において「国王自由人」の概念との関連でもう一度ふれるつもりであるが、もしそれを「グラーフシャフト」の問題と結びつけて考えることが許されるとすれば、フランク王権は、「国王グルトヘルシャフト的グラーフシャフト」の現実をモデルにしなから、そこから「官職」としての「グラーフ」という理念に到達した、ということになるであろう。先ほどのばあいとは逆に、もしフランク王権が、「官職」として把握されたこのような「グラーフシャフト」の理念を、全王国に、さし当りは「帝国貴族領的グラーフシャフト」にまでおし及ぼすと、どうなるであろうか。そこに出現するのは、いうまでもなく、古典学説的な「官僚制国家」としてのフランク国家である。しかしながら、それは、遂にフランク国家の現実ではありえなかつた。それだけではない。そのような「グラーフシャフト」の理念の完成が、時期的には、むしろフランク王権の弱体化と一致したこと、ならびに、既に第二類型のグラーフが、少なくとも部分的には、「王領地」ないし「国王自由人」を支配していたこと、を考えるならば、われわれはむしろそこに、第二類型のグラーフが、一般的に「王領地」の管理、ないし「国王自由人」の組織に介入するにいたり、第二類型の「グラーフシャフト」が原則上第一類型のそれと結びつくにいたる——あるいはむしろ、前者が原則上後者を包摂するにいたる——転機をさえ認めなければならないのではなからうか。

(iii) われわれは最後に「グラーフシャフト」の第三類型として「豪族支配領域的グラーフシャフト」を問題にする。(i) これは、タンネンパウアー説との関連で指摘しておいたように、土着豪族層をフランク王権の支配下につなぎとめるために、さし当りその内部的支配関係には手をふれずに、「グラーフ」という称号を与えたばあいである。われわれは、果してそれを「グラーフシャフト」と称んでよいかどうか、については、根本的な疑問をもっているが、

ここでは、右に述べた二つの類型との関連で、とりあえず「豪族支配領域的グラーフシャフト」と名づけておくことにする。

(ii) われわれは、この第三類型の「グラーフシャフト」については、多くのことを語る必要がない、と考える。それは、実質的には、本来の「アデルスヘルンシャフト豪族支配体制」そのものだからである。もちろん、具体的には、こうした「グラーフシャフト」が純粹な形で現われることは、きわめて稀であろう。たとえば、ザクセンのばあいを例にとつても、最後までフランク王権に反抗した豪族たちから没収された所領が、逸早くフランク王権に左袒し「グラーフ」に任命された豪族たちに与えられているのである。その限りで、こうした「グラーフシャフト」といえども、現実には、たえず第二類型、時には第一類型の「グラーフシャフト」への傾斜を含むもの、と考へなくてはなるまい。

以上のほかに、われわれがこの「豪族支配領域的グラーフシャフト」についてここで指摘しておきたいと考えるのは、つぎのような可能性である。すなわち、「国王支配」の系列から見れば、この「グラーフシャフト」は王権から最も遠いところに位置しており、王権は、その内部的支配権については、さし当り全く手をふれようとはしていない。しかしながら、土着豪族が「グラーフ」という名の下にフランク王権に結ばれているばあい、他方において「グラーフ」ないし「グラーフシャフト」についての「官職の把握」が滲透していくと、それはおのずから従来の「豪族支配体制」にも影響を及ぼすのではないか、ということである。とりわけ、それは、豪族たちが自らの支配領域内にフランク的国制をもちこむ契機ないし根拠となりうるであろうし、またそれは、フランク王権にとつても、実質的に「豪族支配体制」の内部に介入していくための契機ないし根拠を与えるのではないか、ということである。

(四) 以上、われわれは、学説の分析を通じてえられた見通しを、「グラーフシャフト」の三つの類型としてまとめて

説

論

みた。そこには、見られる通り、なお多くの問題が不明確なままに残されており、われわれは、今後、自ら「グラーフシャフト」の問題を検討しながら、それに修正を加えていかななくてはならないであろう。ところでわれわれは、はじめにお断りしておいたように、以上の「グラーフシャフト」の諸類型を描き出す過程において「国王支配」の諸類型についても若干の補足をおこなってきた。以下においてわれわれは、念のため、「国王支配」の諸類型を中心にして見たフランクの国家構造を素描し、本章のむすびにしたい、と考える。

(i) まず、フランク国家の中心に位置するものとして、われわれは、おそらく「ケ、ニ、ヒ、ス、ホ、ー、フ」を考えなくてはならない。この「ケ、ニ、ヒ、ス、ホ、ー、フ」のうち、カ、ー、ロ、リ、ン、ガ、ーの本拠地に存在するものは、帝国統治の中核としての機能をいとなんだであろうし、また、フランク王権が他の諸部族領域へ向って進出する過程に、その進路に沿って設置されたものは、むしろ王権の前線基地としての役割を果たしたであろう。

(ii) おそらくはこのような「ケ、ニ、ヒ、ス、ホ、ー、フ」の周辺に、最狭義における「王領地」が存在しており、いわゆる「ホ、ー、フ、ハ、ル、ト、ウ、ン、ク」のために用いられたであろう。「国王グルトヘルシャフト」という称呼は、厳密にいえばむしろこのような「王領地」についてのみ適合的であるかも知れない。

(iii) しかしながら、フランク王権が直轄的に支配している「王領地」は、それには限られなかった。われわれは、より広義の「王領地」として、右において問題にしてきた「国王グルトヘルシャフト的グラーフシャフト」・「ツェンテナ」を考えなくてはならない。「国王自由人」は、主に、あるいは、原型としては、この「王領地」に住んでいる。この中には、フランク王権にとって、主にその経済的意義において把握されたもの(国王賞租)、したがって比較的(ii)に近いものから、主にその軍事的意義において把握されたもの(軍役義務)にいたるまで、さまざまなニュア

ンスがありえたらう、と考えられる。

(iv) 右に述べたような「王領地」は——(ii)のみならず(iii)もまた——しばしば教会ないしとりわけ修道院に対して寄進される。そのばあい、王権は、事情の許す限り、かかる聖界領を「王領地」に準じて扱おうとした。

(v) フランク王権はまた「アントウルステイオーネン」ないし「国王の封臣」の階層と、直接に「レーン制」の絆によって結ばれている。

(vi) フランク王権はしかし、それとならんで、同じ「レーン制」的關係によって「帝国貴族層」とも結ばれている。彼らは、多くのばあい「グラーフ」として、王権そのものと同一の地方に本来の権力基礎をもち、国王とともに帝国統治の衝に当るが、彼らはそれと同時に、新たに征服された諸地方へ国王の代理人として派遣される。そのばあいはとくに、彼らが「土着豪族化」する危険性が増大する。彼らに対して、(ii)のみならず(iii)の意味における「王領地」が委ねられたばあいもあり、また彼らが直接に、それぞれの地方における土豪層に対して、何らかの形でオーバーヘルシャフトを及ぼしていったこともあるだろう。

(vii) 王権から最も遠いところに、本来の「豪族支配領域」が存在する。しかしながら、それがフランク国家の中に組みこまれていく限り、いうまでもなくそれは、何らかの形でフランク王権のオーバーヘルシャフトに服している。

最後に、右に述べた「国王支配」の諸類型ないしフランクの「国家構造」の見取図は、あくまでも国制史的観点から素描されたものであること、すなわち、それらの類型は、おそらく地図の上で截然とわかたれているのではなく、地域的にはきわめて複雑な形で絡み合っているであろう、ということをお断わりしておきたい。

- (1) 以下については、既にその概要を拙稿『木村尚三郎氏における「封建化」・「封建制の成立」の理解をめぐって』（『法制史研究』一二、一九六二年、とくにその三）に述べておいた。併せて御参照いただければ幸せである。
- (2) この点については、とくに、本章・第三節・二・iv・bにおいて紹介した・ヘームベルクに対するダンネンパウアーの批判を参照されたい。
- (3) この点については、私は、『一九五九年の歴史学界―回顧と展望―』（西洋史・中世）（『史学雑誌』六九の五、一九六〇年）において、増田『論文集』との関連で、一つの見通しを提出しておいた。なお、前註(1)に掲げた拙稿をも参照。
- (4) 私はここで、堀米庸三『中世国家の構造』（一九四九年）における「直轄的行政組織」の構想を想起したい。
- (5) 本章・第一節に紹介した・マイヤーによる方法論的注意を参照されたい。

—以上、一九六二・八・三一加筆—